

# 令和3年度長野支部事業計画（案）について

## 令和3年度事業計画の位置づけ

- 令和3年度からスタートする保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、3年後に保険者機能強化アクションプラン（第5期）の目標を達成できるよう、今年度実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

### (1) 基盤的保険者機能

#### 【主な重点施策】

##### ●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める
- ・ 協会決算や今後の見通しに関する情報発信
- ・ 各種審議会等の場における意見発信

##### ●現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ 標準化した業務プロセスの徹底による業務の正確性と迅速性の向上
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
- ・ 不正の疑われる申請の重点審査と積極的な立入検査の実施
- ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づく効果的な点検の推進

##### ●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進

- ・ 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
- ・ 債権の早期回収、保険者間調整及び法的手続きによる返納金債権の回収率の向上

##### ●業務改革の推進

- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- ・ 職員の意識改革と柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性の向上

## (2) 戦略的保険者機能

### 【主な重点施策】

#### ●特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用（実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨の実施
- ・ 地方自治体との連携（市との協定締結の推進等）によるがん検診との同時実施等の拡大
- ・ 事業者健診データの取得に係る新たな提供・運用スキームの構築に向けた国への働きかけの実施

#### ●特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 外部委託による健診当日の初回面談の更なる推進及び情報通信技術の活用
- ・ 特定保健指導のアウトカム指標の設定に着手
- ・ 身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成及び保健師の育成プログラムの策定に着手

#### ●重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨の確実な実施
- ・ 現役世代の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の検討

#### ●コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス及びコンテンツの観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図る
- ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るための新たなポピュレーションアプローチの検討
- ・ メンタルヘルスの予防対策の充実の検討

#### ●ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 支部ごとに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明らかにし、優先順位を付けて取組を実施
- ・ 都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した効果的な取組の実施

# (1 - 3) 令和3年度全国健康保険協会本部 事業計画基本方針

## (2) 戦略的保険者機能

### 【主な重点施策】

- **地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信**
  - ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるエビデンスに基づく効果的な意見発信
  - ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に関する意見発信
- **外部有識者を活用した調査研究の実施**
  - ・ 医療保険制度の持続性の確保等につながる医療費適正化の施策等の検討のための調査研究の実施
- **インセンティブ制度の実施及び検証**
  - ・ 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえた、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等の検討
- **広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進**
  - ・ 主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレット等の作成
  - ・ YouTube等の動画を活用した広報の実施

## (3) 組織・運営体制関係

### 【主な重点施策】

- **人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置**
  - ・ （管理職層の入口としての）グループ長補佐のマネジメント能力の向上
  - ・ 標準人員に基づく適切な人員配置と次期システム構想等の実現による標準人員の見直しの検討
- **本部機能及び本部支部間の連携の強化**
  - ・ 戦略的保険者機能を更に強化するための本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討
- **内部統制の強化**
  - ・ 内部統制基本方針に基いた内部統制整備の着実な推進
- **中長期を見据えた次期システム構想の実現**
  - ・ 次期業務システム及び次期間接システムのサービスインに向けた適切な工程管理や各種作業等の確実な実施

# (2-1) 令和3年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>サービス水準の向上</b><ul style="list-style-type: none"><li>・現金給付（療養費、高額療養費を除く）の申請受付から支給までの標準期間である10日間（サービススタンダード）を遵守する。</li><li>・各種説明会・広報を活用し、届書の郵送促進、「届書・申請書作成支援サービス」の利用促進を図る。</li><li>・業務改善委員会を中心にお客様満足度調査の結果やお客様の声の分析を行い、問題点改善に向けた対応を検討し実施する。</li><li>・研修又はOJTにより職員のお客様に対する対応スキルを高め、質の高いサービス提供に努める。</li></ul></li><li>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.8%以上とする</li><li>● <b>限度額適用認定証の利用促進</b><ul style="list-style-type: none"><li>・引き続き、各種説明会・広報を活用し利用促進を図る。</li><li>・医療機関及び市町村窓口への申請書の配置を継続する。</li><li>・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度（オンライン資格確認）について、積極的に周知を図る。</li></ul></li><li>● <b>現金給付の適正化の推進</b><ul style="list-style-type: none"><li>・高額報酬（標準報酬月額830千円以上）、資格取得直後（資格取得日から90日以内）を中心に不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</li><li>・不正の疑いのある事案について、保険給付適正化会議を毎月開催し事案の共有、議論を経て事業主への立ち入り検査を積極的に行う。</li><li>・傷病手当金と障害年金・老齢年金、労災給付との併給調整が必要な事案については、申請書の記載内容、添付書類、日本年金機構から提供されるデータに基づき遅滞なく確実に実施する。</li></ul></li><li>● <b>効果的なレセプト点検の推進</b> (内容点検)<ul style="list-style-type: none"><li>・レセプト内容点検効果向上計画を策定し、点検の質を向上させるとともに効率的なレセプト点検を実施する。</li><li>・点検員毎のそれぞれの結果に応じた具体的点検方針等を指示し、PDCAを回すことによりスキル向上を図る。</li><li>・他支部査定事例の自動点検マスタや汎用任意抽出テンプレート等への反映状況の管理とその効果測定を実施する。</li><li>・支払基金との定例打合せで事例を共有することにより効率かつ効果的な点検の実施を図る。</li><li>・上記により、年間の査定効果額を10,100万円以上（仮）とする。</li></ul> (外傷点検)<ul style="list-style-type: none"><li>・請求点数が3,000点以上の外傷性病名のレセプトについて負傷原因の照会を行う。</li><li>・負傷原因照会の未回答者に対し、回答期限から1週間経過後に初回催告を実施し、以後3年間、少なくとも6か月おきに再催告を行い、未回答者の減少に努める。</li></ul></li><li>■ KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。 (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</li></ul>

# (2-2) 令和3年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</b><ul style="list-style-type: none"><li>・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回施術（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対し施術部位・施術日を確認する文書照会を実施する。</li><li>・部位ころがし（負傷部位を意図的に変更し長期に施術）等過剰に施術を受けていると思われる加入者に対し適正受診のための啓発文書を送付する。</li><li>・多部位頻回施術、部位ころがし施術が著しく疑わしい施術者の情報を柔道整復療養費審査委員会に提供し、該当施術者の申請書を重点的に審査する。また、保険給付適正化会議において情報の共有、対応の検討を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする</li></ul></li></ul></li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</b><ul style="list-style-type: none"><li>・審査事務手順書に基づいた審査手順の標準化を推進する。</li><li>・不正の疑いのある施術者について厚生局に情報提供し、その後の状況を追跡する。</li></ul></li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</b><ul style="list-style-type: none"><li><b>（保険証回収強化）</b><ul style="list-style-type: none"><li>・資格喪失届への保険証未添付者に対し、日本年金機構の喪失処理3営業日後に保険証の返納催告文書を送付し、その後7営業日以内に2回目、さらにその後7営業日以内に3回目の催告文書を送付する。</li><li>・日本年金機構から回送される保険証回収不能届により、受付から7営業日以内に電話催告を実施する。</li><li>・資格喪失届への保険証未添付が多い事業所に対し、文書または訪問により保険証回収の啓発を行う。</li></ul></li><li><b>（債権管理回収業務の推進）</b><ul style="list-style-type: none"><li>・支部で定めた債権回収スケジュールに沿った催告等を確実に実施するとともに管理者による進捗管理を徹底する。特に10万円（過年度50万円）を超える債権については、債権進捗会議により支部内で情報共有し、対応方法を検討する。</li><li>・10万円を超える資格喪失後受診にかかる返納金については、直接債務者に保険者間調整について説明し同制度利用により確実に回収する。</li><li>・回収率向上のため、弁護士による文書催告を継続する。</li><li>・なお残る未納者に対しては、内容証明による文書催告及び法的手続きによる回収を実施する。<ul style="list-style-type: none"><li>■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</li><li>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</li></ul></li></ul></li></ul></li></ul>

# (2-3) 令和3年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>被扶養者資格の再確認の徹底</b></li><li>・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</li><li>・被扶養者資格の再確認の必要性を周知し、就職などによる被扶養者資格削除事由発生後早期の届出を促すための広報を実施する。</li><li>・未提出事業所に対し提出勧奨を行う。また、所在不明により未送達となった事業所の所在調査を日本年金機構と連携して行い確実に送付・回収する。</li><li>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.2%以上とする</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>オンライン資格確認の円滑な実施</b></li><li>・オンライン資格確認の周知と円滑な実施に向けた広報活動等を行う。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>業務改革の推進に向けた取組</b></li><li>・現金給付等の業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底する。</li><li>・職員の多能化と管理者のきめ細かい指示・采配により、日々の業務量、業務の優先度に応じた柔軟な処理体制を定着化させ、さらなる生産性の向上を図る。</li></ul>

# (2-4) 令和3年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</b> 長期目標：・平均寿命の延び以上に健康寿命を延伸し、不健康期間（日常生活に制限をきたす期間）を短縮する。 ・脳血管疾患にかかる医療費の割合を低減させる。</li><li>i) <b>特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</b><ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>被保険者（40歳以上）（実施対象者数：273,732人）</b><ul style="list-style-type: none"><li>・生活習慣病予防健診 実施率58.4%（実施見込者数：159,860人）</li><li>・事業者健診データ 取得率15.5%（取得見込者数：42,497人）</li></ul></li><li>○ <b>被扶養者（実施対象者数：77,029人）</b><ul style="list-style-type: none"><li>・特定健康診査 実施率33.2%（実施見込者数：25,574人）</li></ul></li></ul></li><li>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を58.4%以上とする ② 事業者健診データ取得率を15.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を33.2%以上とする</li><li>○ <b>健診実施率・取得率向上策</b><ul style="list-style-type: none"><li><b>（被保険者）</b><ul style="list-style-type: none"><li>・年度当初の生活習慣病予防健診の案内のほかに、新規適用事業所への文書案内を実施する。加えて、送付したうち対象者10人以上の事業所へは電話勧奨も行い、健診受診を勧める。</li><li>・外部委託による①事業者健診データ取得勧奨②令和2年度紙データを取得した事業所に対する取得勧奨③紙データからのデータ作成④新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診利用電話勧奨の各業務の実施。</li><li>・事業所検索（抽出）等機能、支部別スコアリングレポートを活用し、ターゲットを絞った受診勧奨を行う。特に、生活習慣病予防健診受診率、事業者健診データ取得率ともに低い二次医療圏および業種を洗い出し、優先的に受診勧奨する。</li><li>・労働局、運輸支局との連携による、健診受診および事業者健診データ提供勧奨事業を継続する。</li><li>・事業者健診を実施している医療機関に対し、データ提供に関する同意書取得勧奨業務を委託する。加えて、データ提供件数向上のため、より魅力的なインセンティブを設定する。</li><li>・事業主、加入者が協会の健診（生活習慣病予防健診）を利用したくなる広報の実施。</li><li>・上記各施策推進のための幹部職員との事業所訪問の実施。</li></ul></li><li><b>（被扶養者）</b><ul style="list-style-type: none"><li>・年度途中に被扶養者認定をされた対象者に対して随時受診券を送付し、健診受診を勧める。</li><li>・市町村（国保）と実施する集団健診の日程に合わせ、対象地区の被扶養者に受診勧奨を行う。また、市町村に対し集団健診で協会加入者も受診できる旨を案内していただくよう依頼する。</li><li>・協会単独の集団健診を実施する。実施にあたり、令和2年度実施内容について効果検証を行い、より魅力的な実施内容とする。</li><li>・慢性疾患等で医療機関へ定期受診をしているため、健診未受診者となっている対象者への受診勧奨を実施する。</li></ul></li></ul></li></ul>

# (2-5) 令和3年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p><b>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○被保険者（特定保健指導対象者数：37,436人）<ul style="list-style-type: none"><li>・特定保健指導 実施率29.4%（実施見込者数：10,992人）</li></ul></li><li>○被扶養者（特定保健指導対象者数：2,020人）<ul style="list-style-type: none"><li>・特定保健指導 実施率22.3%（実施見込者数：450人）</li></ul></li></ul> <p>■ KPI：被保険者の特定保健指導の実施率を29.4%以上とする 被扶養者の特定保健指導の実施率を22.3%以上とする</p> <p><b>○特定保健指導実施率向上策</b></p> <p><b>(被保険者)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特保の初回面談者数向上のため、特保利用案内文発送の対象事業所を拡大する。</li><li>・特定保健指導専門業者への業務委託及び特定保健指導委託健診機関数を拡大する。</li><li>・特定保健指導委託健診機関の特定保健指導実施率向上に向け、年度内2回を目途に委託先の保健指導者間の情報交換会（研修会含む）を行う。</li><li>・産業保健師設置企業の情報を収集し特定保健指導委託を拡大する。</li><li>・勤務形態等の理由により訪問面談が困難である事業所の、健診当日の特定保健指導分割実施について、支部保健師を派遣しての実施も含めて健診機関に働きかける。</li><li>・企画Gと協働し、健康づくりチャレンジ宣言事業所のうち、実施率の低い事業所への個別アプローチを実施する。（新規宣言事業所・既宣言事業所とも）</li><li>・キャンセル理由を精査し、リモートでの初回面談を推進する。</li><li>・支部への来所による特定保健指導を推進する。</li><li>・講習会メニューにて集団学習の依頼があった事業所へ特保の実施を働きかける。</li><li>・特定保健指導対象の喫煙者に対する禁煙指導を強化し、特定保健指導対象者の減少に結びつける。</li></ul> <p><b>(被扶養者)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・協会単独の集団健診当日に特定保健指導の初回面談を分割実施する。</li><li>・長野市等特保対象者が多い地域の未利用者に対し、公民館等を活用し協会指導者による特保を実施する。</li><li>・県・市町村等と連携し、市町村への特定保健指導の委託拡大を図る。</li></ul> <p><b>(その他)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保健指導者の指導力向上のため、隔月の保健指導者研修会及び禁煙対策等の各種会議を計画し実施する。</li></ul>

# (2-6) 令和3年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p><b>iii) 重症化予防対策の推進</b></p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 <b>1,340人</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>生活習慣病予防健診により要治療と判定されながら3か月以内に医療機関を受診していない方へ本部から受診勧奨文書を送付後、その翌月に支部から二次勧奨文書を送付したうえで、電話勧奨を行う。</li><li>血圧値及び血糖値が高い方へは、脂質値の情報も追加して受診勧奨を実施する。</li><li>特定保健指導対象者で受診勧奨対象者への事業所訪問を実施する。</li><li>事業主に対し、要治療者の治療促進に向けた事業所としての対応（受診勧奨、受診環境整備等）を働きかける。</li><li>未治療者に対して、次回の健診結果に注目させ再び要治療と判定された場合には確実に医療機関を受診するよう、前回の健診受診月の前月に文書勧奨を行う。</li><li>（生活習慣病予防健診契約機関でかつ、）保健師が在職している特定保健指導委託健診機関に対し、経年的に二次勧奨対象者としてリストアップされる者の情報共有を図り、受診への行動を促す。</li><li>健診機関による未治療者への受診勧奨の実施状況をまとめ、ガイドラインを策定する。（支部調査研究事業）</li></ul> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>保険薬局薬剤師による「運動」「食事」「服薬」の行動目標設定と6か月間にわたる行動変容の継続支援を柱とした「重症化予防プログラム」（松本市との共同事業）を継続実施する。</li><li>市町村が実施している重症化予防事業に参画し国民健康保険と一体となった枠組みで実施できるよう情報収集・協議を進める。</li><li>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする</li></ul> <p><b>iv) コラボヘルスの推進</b></p> <p>○健康づくりチャレンジ宣言（健康宣言）事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>健康保険委員委嘱事業所に対して健康宣言を勧奨する。</li><li>後期高齢者支援金にかかるインセンティブ指標（健診受診率、特定保健指導実施率、特定保健指導対象者の減少率、要治療者の医療機関受診率、後発医薬品使用割合）の数値が低い事業所に対して健康宣言を勧奨し、健康経営を通して協会事業に対する理解を促す。</li><li>県内の商工会議所をはじめ、各関係機関と連携し、事業主等へのセミナーを開催する等の啓発事業を行うことにより健康経営の地域的な広がりを推進する。</li></ul>

# (2-7) 令和3年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>○健康づくりチャレンジ宣言事業所の取り組み支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所の健康度を経年変化によって「見える化」した事業所健康度診断カルテの提供により、これまでの取り組みの振り返りを行い、健康度向上の実効が期待できる取り組み内容（宣言内容）をアドバイスする。</li><li>・「食事・生活習慣」、「運動」、「メンタルヘルス」、「がん対策」及び「歯科口腔」に関する講習会を関係機関と協力し合計80社で実施する。</li><li>・運動習慣の定着とコミュニケーションの醸成を目的とした3名1組のチーム単位でのウォーキングラリーを、協会や県・経営者団体などで構成する「事業所の健康づくりプロジェクト委員会」で実施する。</li><li>・長野県歯科医師会と連携し、歯科口腔が全身に与える影響や歯科検診の重要性について啓発する。また、歯科検診の受診者を増やすきっかけとすべく歯科検診の受診費用補助を行う。</li><li>・健康経営優良法人認定制度の認定基準に適合する取り組みを実践するよう推奨し、健康経営優良法人2022認定企業を320社にする。</li><li>・事業所内での取り組みが継続するよう広報チラシ等により定期的に健康づくりに関する情報を発信する。</li></ul> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を950事業所以上とする</p> <p>●広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インセンティブ制度や長野支部の健康課題やその対策を加入者及び事業主に向けて周知広報する。</li><li>・「健康保険委員のひろば」（季刊誌）、「協会けんぽNews」（毎月）などの広報誌やメールマガジン（毎月10日配信）による定期的な広報を行う。メールマガジンについては、現状に加えて効果的な登録勧奨方法を工夫し、配信件数拡大につなげる。</li><li>・無関心層を含めて広く発信するためメディアを活用した広報を行う（本部作成予定の動画等活用を含む）。</li><li>・外部研修や協会内研修参加等により効果的な広報手法を研究し実践する。</li><li>・広報、文書、事業所訪問等の方法により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。</li><li>・広報物、健康経営セミナーや健康保険委員研修会を通じ、信州ACEプロジェクトの取り組み【Action（体を動かす）、Check（健診を受ける）、Eat（健康に食べる）】の紹介、普及に努める。</li></ul> <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54.4%以上とする</p>

# (2-8) 令和3年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>ジェネリック医薬品の使用促進</b> <b>〈医療機関・薬局へのアプローチ〉</b><ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関・薬局ごとに使用状況を可視化した「お知らせ」を送付し、主要な医療機関等は個別に訪問することによりジェネリック医薬品使用促進を働きかける。</li><li>・アンケート文書を工夫し「お知らせ」送付を希望する医療機関を増やす。</li><li>・医療機関、調剤薬局に対し「医薬品実績リスト」を案内し活用を促す。</li></ul><b>〈加入者へのアプローチ〉</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスや希望シールの配布事業を継続実施する。</li><li>・ジェネリック医薬品使用促進などによる医療費適正化と合わせ子育て世代の健康リテラシーを向上させるため、新生児の親を対象に広報誌を贈呈する。</li><li>・薬局を通じて患者にお薬手帳カバーとジェネリック医薬品希望シール、Q&amp;Aを配布する事業を継続し、ジェネリック医薬品の使用促進や重複投薬の防止を図る。</li><li>・適正受診の啓発及びジェネリック医薬品使用を促進させるため、県薬剤師会や市町村、関係団体と連携してセミナーを実施する。</li></ul><b>〈その他の取組〉</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ジェネリックカルテ等のデータを活用し、低使用割合地域対策を実施する。</li><li>・ジェネリック医薬品使用割合について、事業所健康度診断カルテを通じて事業主に情報発信する。</li><li>・保険者協議会、ジェネリック医薬品使用促進連絡会など他の保険者等が参画する団体を活用し、団体名でのポスター、啓発文書作成により加入者や医療提供者に対する働きかけを行う。<ul style="list-style-type: none"><li>■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を前年度以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</li></ul></li></ul></li> <li>● <b>地域の医療提供体制への働きかけ</b><ul style="list-style-type: none"><li>・医療審議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会、保険者協議会等に参画し、医療データ等を活用しながら、あるべき医療提供体制や加入者の健康づくり等について、データに基づいた効果的な意見発信を行う。なお、すべての地域医療構想調整会議に健康保険組合と連携し被用者保険者が参加する体制を維持する。</li><li>・協会が保有する医療費データ等をタイムリーに分析し、医療費適正化に向けた情報を評議会、関係機関、ホームページ等で定期的に発信する。<ul style="list-style-type: none"><li>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</li></ul></li></ul></li></ul>

## (2-8) 令和3年度長野支部事業計画

分野	具体的施策等
3. 組織体制関係	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</b><ul style="list-style-type: none"><li>・① 役職に応じた役割を理解し、能力を發揮し役割に合った実績を上げた職員を適正に評価するため、具体的な目標を設定する。</li><li>・② 目標の進捗管理を上司による部下の目標達成支援のため、月次の振り返りを行う。</li><li>・③ 目標管理を通じ、業務の進捗確認を行うことにより、事業計画を着実に推進する。</li></ul></li><li>● <b>業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底し、複数業務遂行可能な職員を育成したうえで、戦略的保険者機能を發揮すべく柔軟に人員を配置する。</b></li> <li>● <b>OJTを中心とした人材育成</b><ul style="list-style-type: none"><li>・新入職員のOJTと若手職員の業務ローテーションを計画的に実施し、広範囲に基礎的業務力を修得させる。</li><li>・人材育成を通じ業務を再点検するとともに、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげ、組織を活性化させる。</li></ul></li> <li>● <b>リスク管理の徹底</b><ul style="list-style-type: none"><li>・コンプライアンスや情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を全職員に実施し、制度及び取扱いについての理解を深め、規程等の遵守を徹底することにより、加入者から信頼される組織運営を行う。</li><li>・各種規程、業務マニュアル等に沿って業務を遂行するとともに、これまで発生した事務処理誤りの再発防止策の実行状況を逐次点検すること等により、確実に誤りのない事務処理を実践する。</li><li>・事務処理誤りゼロ期間を定期的に設定し、常に正確な事務処理を行う職員意識の維持・向上を図る。</li><li>・大規模自然災害発生時等の安全管理やBCP（事業継続計画）対応のための研修や訓練を実施する。</li></ul></li> <li>● <b>費用対効果を踏まえたコスト削減等</b><ul style="list-style-type: none"><li>・調達における競争性を高めるために公告内容を広く告知するように努める。</li><li>・公告期間や納期までの期間の十分な確保や仕様書の見直し等の取組みを行うことにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li><li>・一般競争入札案件の過去の入札状況を検証し、必要に応じ個別案件単位で一者応札を回避するための対策を実施する。</li><li>・コスト削減を意識して行動し、光熱費や消耗品費などの事務経費を対前年度5%削減させる。</li></ul></li><li>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20.0%以下とする</li></ul>

# (3-1) 事業計画 [KPI] 重点業績評価指標※Key performance indicator

○・・・達成見込み ×・・・達成が厳しい

令和3年度 協会事業計画	令和3年度 支部事業計画	令和2年度 支部事業計画	令和2年度 支部見込み
<b>1. 基盤的保険者機能関係</b>			
<b>サービス水準の向上</b> 【KPI】 サービススタンダードの達成状況を100%とする	【KPI】100%	【KPI】100%	100% (○)
【KPI】 現金給付等の申請に係る郵送化率を96%以上とする	【KPI】96.8%以上	【KPI】96%以上	96.7% (○)
<b>効果的なレセプト点検の推進</b> 【KPI】 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の 査定率について対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】前年度実績以上 (0.330%以上)	0.289% (×)
【KPI】 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前 年度以上とする	【KPI】前年度以上 <b>新</b>	【支部目標数値】 ①1件当たりの査定額 3,152円 ②年間査定効果額 10,000万円	①2,987円 (×) ②9,044万円 (×)
<b>柔道整復施術療養費の照会業務の強化</b> 【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部 位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合につ いて対前年度以下とする	【KPI】前年度以下	【KPI】前年度実績以下 (0.76%以下)	0.97% (×)
<b>返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債 権管理回収業務の推進</b> 【KPI】 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内 の保険証回収率を対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】95.0%以上	96.34% (○)
【KPI】 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。） の回収率を対前年度以上とする	【KPI】前年度以上	【KPI】前年度実績以上 (46.08%以上)	50.94% (○)
(設定なし)		【KPI】医療給付費総額に占める資格喪 失後受診に伴う返納金の割合を対前年 度以下とする (0.051%以下)	0.063% (×)
(設定なし)		<b>限度額適用認定証の利用促進</b> 【KPI】 高額療養費制度に占める限度額適用 認定証の使用割合を85.0%以上とする	77.5% (×)

# (3-2) 事業計画 [KPI] 重点業績評価指標※Key performance indicator

○…達成見込み ×…達成が厳しい

令和3年度 協会事業計画	令和3年度 支部事業計画	令和2年度 支部事業計画	令和2年度 支部見込み
<b>被扶養者資格の再確認の徹底</b> 【KPI】 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする	【KPI】93.2%以上	【KPI】92.0%以上	93.1% (○)
<b>オンライン資格確認の円滑な実施</b> 【KPI】 加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする	(支部KPI設定なし)	【KPI】 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50.0%以上とする	40.0% (×)
<b>2. 戦略的保険者機能関係</b>			
<b>特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</b> 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診受診率を58.5%以上とする ② 事業者健診データ取得率を8.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を31.3%以上とする	【KPI】 ①生活習慣病予防健診受診率 58.4%以上 ②事業者健診データ取得率 15.5%以上 ③被扶養者の特定健診受診率 33.2%以上	【KPI】 ①生活習慣病予防健診受診率 54.0%以上 ②事業者健診データ取得率 14.0%以上 ③被扶養者の特定健診受診率 33.1%以上	①生活習慣病予防健診受診率 51.3% (×) ②事業者健診データ取得率 16.0% (○) ③被扶養者の特定健診受診率 25.9% (×)
<b>特定保健指導の実施率の向上</b> 【KPI】 ①被保険者の特定保健指導の実施率を25.0%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を8.0%以上とする	【KPI】 27.4%以上 ①被保険者 29.4%以上 ・協会保健師実施分 %以上 ・アウトソーシング分 %以上 ②被扶養者 22.3%以上	【KPI】 27.4%以上 ①被保険者 28.0%以上 ・協会保健師実施分 20.0%以上 ・アウトソーシング分 8.0%以上 ②被扶養者 14.9%以上	21.6% (×) ①被保険者 21.6% ②被扶養者 21.4%
<b>重症化予防対策の推進</b> 【KPI】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする	【KPI】11.8%以上	【KPI】12.9%以上	11.0% (×)
<b>コラボヘルスの推進</b> 【KPI】 健康宣言事業所数を57,000事業所以上とする	【KPI】950事業所以上 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span>	【支部目標数値】 ①健康づくりチャレンジ宣言 800社 ②講習会実施 150社 ③健康経営優良法人認定企業 200社	①810社 (○) ②70社 (×) ③311社 (申請) (○)

(3-3) 事業計画 [KPI] 重点業績評価指標※Key performance indicator

○・・・達成見込み ×・・・達成が厳しい

令和3年度 協会事業計画	令和3年度 支部事業計画	令和2年度 支部事業計画	令和2年度 支部見込み
(設定なし)		<b>広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</b> 【KPI】 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする (42.6%以上)	(本部で結果集計中)
<b>広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</b> 【KPI】 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を46%以上とする	【KPI】54.4%以上	【KPI】53.5%以上	53.9% (○)
<b>ジェネリック医薬品の使用促進</b> 【KPI】 ジェネリック医薬品使用割合80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時で対前年度以上とする (医科・DPC・調剤・歯科)	【KPI】対前年度以上 (医科・DPC・調剤・歯科)	【KPI】81.3%以上 (医科・DPC・調剤・歯科)	81.3% (○) (医科・DPC・調剤・歯科)
(設定なし)		<b>地域の医療提供体制への働きかけ</b> 【KPI】 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする	100% (○)
<b>地域の医療提供体制への働きかけ</b> 【KPI】 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	【KPI】意見発信する	【KPI】意見発信する	未発信 (×) (会議の開催がない)
<b>3. 組織体制関係</b>			
<b>費用対効果を踏まえたコスト削減等</b> 【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	【KPI】20.0%以下	【KPI】20.0%以下	17.6% (○)

令和3年度支部事業計画において、支部で設定するKPIの項目が見直しとなりました

## 廃止

	項目	理由
①	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	令和3年3月開始のオンライン資格確認により、導入した医療機関では限度額適用認定証が不要になるため。
②	医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合	令和3年3月開始のオンライン資格確認により自ずと減少する等の外的要因が強いため。
③	広報活動における加入者理解率の平均	委託事業者ごとの調査により回答結果が異なる傾向にあり、経年比較を行うには正確性に欠けるため。
④	他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率	未参加区域は参加困難・不可の理由（地理的要因、国保で定員充足）があるため。

## 新規設定

- ① 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額
- ② 健康宣言事業所数

# (4-1) 協会全体健康保険勘定予算 (業務経費及び一般管理費内訳)

令和2年12月18日現在

(単位:百万円)

## 【業務経費】

区分	R3年度予算(案)	R2年度予算	予算増減	備考
<b>保険給付等業務経費</b>	<b>13,191</b>	<b>12,415</b>	<b>776</b>	
保険証等の発行及び回収・被扶養者資格の再確認経費	3,174	3,195	▲ 21	・マイナンバーを活用した収入確認実施による被扶養者資格再確認業務の送付件数の減
健康保険給付関係届等の入力・送付等経費	5,116	4,558	558	・入力業務委託等について、次期業務システム構築に伴う初期導入経費を計上したことによる増
窓口経費	38	55	▲ 17	・窓口開設数の減少に伴う費用の減
返納金等債権管理回収経費	146	156	▲ 11	・実績を踏まえた件数の見直し等による減
不正請求等対策経費	93	89	4	
海外療養費重点審査経費(再掲)	(87)	(88)	(▲ 1)	・海外出産による出産育児一時金支給申請の重点審査に要する経費の新規計上による増
マルチペイメント手数料	297	312	▲ 15	・実績を踏まえた件数の見直し等による減
健康保険給付等補助員経費	3,752	3,459	293	・処遇の見直しによる増
その他	575	590	▲ 15	
柔整関係経費(再掲)	(489)	(493)	(▲ 4)	・会審回数の見直しによる旅費交通費の減
<b>レセプト業務経費</b>	<b>4,925</b>	<b>4,602</b>	<b>322</b>	
レセプト磁気媒体化経費	86	87	▲ 1	
医療費通知経費	1,778	1,658	119	・加入者数の増加に伴う費用の増 ・委託単価の見直しによる増
レセプト点検員及び業務補助員経費	2,855	2,591	264	・処遇の見直しによる増
レセプト点検経費	206	266	▲ 60	・診療報酬改定に伴う費用(レセプト自動点検にかかる費用、診療報酬改定説明会等の費用)の減

## (4-2) 協会全体健康保険勘定予算（業務経費及び一般管理費内訳）

区分	R3年度予算(案)	R2年度予算	予算増減	備考
<b>企画・サービス向上関係経費</b>	5,952	4,866	1,086	
広報経費	108	163	▲ 55	・保険料率広報用リーフレットの作成費用の減 ・ホームページのデザインリニューアル費用の減 ・全支部共通パンフレット作成経費、健康づくり等に関するYouTube等の動画作成に係る経費を新規計上
調査研究経費	127	127	0	
外部有識者を活用した調査研究経費(再掲)	99	99	0	
保険者機能の総合的な推進経費	1,939	1,976	▲ 37	・協会独自の資格確認事業が令和3年2月で終了することに伴う医療機関による資格確認事業費の減
業務改革・サービス向上経費	2,040	1,001	1,039	・コールセンター業務の契約期間満了による再調達に伴う単価の見直し等による増 ・業務改革推進に係る委託費用及び旅費の増
支部医療費適正化等予算	800	800	0	
業務補助員経費	571	519	52	・処遇の見直しによる増
その他	367	280	87	・健康保険委員数の増加に伴う健康保険委員経費の増
<b>保健事業経費</b>	159,159	144,914	14,245	
健診経費 〔生活習慣病予防健診、特定健診に係る補助費用 等〕	139,890	126,377	13,513	・健診対象者数の増及び目標実施率の引上げに伴う増 ＜健診実施率・予定者数＞ 被保険者:55.9%・894万人(R2年度)→58.5%・965万人(R3年度) 被扶養者:29.5%・128万人(R2年度)→31.3%・145万人(R3年度) ※被保険者数の予定者数は40歳以上の人数
保健指導経費 〔特定保健指導に係る補助費用 等〕	10,957	10,214	743	・健診対象者の増による特定保健指導対象者の増及び目標実施率の引上げに伴う増 ＜外部委託による保健指導実施率・予定者数＞ 被保険者:9.5%・18.4万人(R2年度)→10.1%・20.6万人(R3年度) 被扶養者:7.0%・0.9万人(R2年度)→8.0%・1.4万人(R3年度) ※協会保健師による保健指導実施を含めた実施率 被保険者:21.3%(R2年度)→25.0%(R3年度) ・処遇の見直しによる増
健診及び保健指導に係る事務経費 〔健診・特定保健指導の受診案内 ・保健指導用パンフレット作成 等〕	3,520	3,518	3	
その他保健事業経費 〔未治療者受診勧奨(一次勧奨) 等〕	184	161	23	・身体活動・運動に関する事業に係る支援業務委託費、 メンタルヘルス事業に係る支援業務委託費、 新たなポピュレーションアプローチに係る啓発資料作成経費、 アウトカム指標・重症化予防事業に係る検討会経費を新規計上
支部保健事業予算 〔集団健診 ・事業者健診結果データの取得(外部委託) ・健診・特定保健指導受診勧奨 ・コロナヘルス事業 ・未治療者受診勧奨(二次勧奨) ・重症化予防に係る費用 等〕	4,000	4,000	0	
保健事業補助員経費	607	644	▲ 37	・実績を踏まえた人員見直しによる減 ・処遇の見直しによる増
<b>福祉事業経費</b>	0	0	0	
高額医療費等の貸付事業	0	0	0	
<b>業務経費合計</b>	183,226	166,798	16,429	

## (4-3) 協会全体健康保険勘定予算 (業務経費及び一般管理費内訳)

### 【一般管理費】

区分	R3年度予算(案)	R2年度予算	予算増減	備考
人件費	18,366	18,208	158	
職員給与	14,812	14,696	115	・単身赴任者の増加に伴う単身赴任手当及び帰省交通費の増 ・賞与支給月数の見直しによる減
役員報酬	109	109	0	
退職手当	1,060	1,039	21	・定年退職者数の増
法定福利費	2,385	2,364	22	・職員給与の増加に伴う増
福利厚生費	69	65	3	
職員健診	65	65	0	
その他	4	1	3	
一般事務経費	45,839	37,588	8,251	
システム経費	40,219	31,104	9,115	・令和4年度実施予定の次期業務システムの構築開始による増
会議費	90	90	▲ 0	
研修費	95	99	▲ 5	・研修会場を本部事務室で行うことになったことによる会場賃借料の減
賃借料	3,476	3,336	140	・契約更新、事務室移転等に伴う地代家賃の増
光熱費	141	151	▲ 10	・実績を踏まえた見直し等による減
リース費用	45	48	▲ 3	
消耗品費・事務用品費	572	757	▲ 186	・実績を踏まえた見直し等による減
通信費	49	48	1	
旅費交通費	146	148	▲ 1	
委託費	321	514	▲ 194	・郵便物の差し出し業務の委託費の実績を踏まえた見直し等による減
その他	688	1,294	▲ 606	・事務室移転工事費用の減
一般管理費合計	64,274	55,861	8,413	
業務経費と一般管理費の合計	247,500	222,659	24,841	

## (5) 長野支部 予算枠と主要事業

区分		新規	事業名称	概要	要求額 (千円)	本部承認額 (千円)	予算上限額 (千円)
医療費適正化等	医療費適正化対策		お薬手帳カバー作成	お薬手帳と保険証や診察券を収納できるカバーを作成し、適正な服薬を推進	5,753	5,753	14,699
			新生児の親への広報	医療費適正化、健康リテラシー向上を目的に新生児の親に育児情報誌を贈呈	3,927	3,927	
	広報・意見発信		紙媒体による広報	定期的に発行する広報紙の作成	1,646	1,646	
			メディアを活用した広報	メディアを活用した幅広い層への広報	3,355	3,355	
					14,681	14,681	
保健事業	保健指導委託		保健指導委託	保健師配置事業所への特保委託、その他広報物	2,056	2,056	68,397
			実施率向上対策	実施実績に応じた報奨金の支払い	559	559	
			中間評価時の血液検査	特保中間評価時点での改善効果検証	2,475	2,475	
	健診・保健指導		集団健診	協会けんぽ単独で設営する集団健診の実施、市町村での集団健診の案内	10,713	10,713	
			事業者健診データ取得対策	健診機関でのデータ作成料 データ取得件数増強のための外部委託	23,988	23,988	
			健診推進	健診機関等への実施促進	8,886	8,886	
			広報	健診受診率、特定保健指導実施率向上のための広報活動	2,479	2,479	
	コラボヘルス		健康経営セミナー開催	事業所事業主・健康管理担当者向けセミナー	675	675	
			事業所単位の講習会開催	食生活、運動、乳がんなど5つのメニューの講習会を提供	2,585	2,585	
			ウォーキングラリー参加	県、経済団体、県内保険者共催により、支部で開発したスマホアプリを全参加者に提供（アプリ改修費用）	2,052	2,052	
			健康宣言事業所へのサポート	健康宣言事業所への情報誌の送付	1,342	1,342	
		新規	歯科検診	健康宣言事業所における歯科検診	3,740	3,740	
	重症化予防対策		未治療者への受診勧奨	医療機関受診勧奨対象者への啓発物の送付	3,932	3,932	
		糖尿病性腎症の重症化予防指導	糖尿病性腎症重症化予防プログラムによる生活習慣改善指導を実施（松本市（松本薬剤師会に委託）、松川町）	2,880	2,880		
					68,362	68,362	